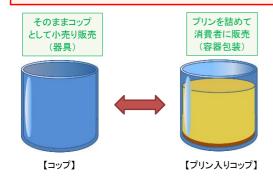
## ≪注意≫

## 「器具(Jコード)」と「容器包装(Kコード)」の違い

## 【食品衛生法上の定義】

- ・「器具」とは、飲食器、割ぽう具その他食品又は添加物の採取、製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列、授受又は摂取の用に供され、かつ、食品又は添加物に直接接触する機械、器具その他の物をいう。ただし、農業及び水産業における食品の採取の用に供される機械、器具その他の物は、これを含まない。→「器具」とは、そのまま飲食などに使用するためのもの
- ・「容器包装」とは、食品又は添加物を入れ、又は包んでいる物で、食品 又は添加物を授受する場合そのままで引き渡すものをいう。→「容器包 装」とは、食品を入れた後消費者に販売するためのもの

☆同じ材質・形状のものでも目的により、器具、容器包装に分かれます。 詰める、入れてから消費者に引き渡されるため、<u>容器包装の用途に「小売り」はありません!(下の図を参照)</u>



「貨物の別」については、「器具」又は「容器包装」となります。 上記解説を参考に「器具」又は「容器包装」を判別してください。

2種類以上の材質で組み合わさっている「器具」又は「容器包装」の品目コードは、「組み合わせのもの」のコードを使用します。

「容器包装」の場合は、営業上使用するものであるため、「1 小売り用」はありません。

## ≪注意≫記入に当たっては、必ず『「様式」の記載方法について』を確認してください。

( J,K⊐ード	<b>記入例</b> 食品等輔	輸入届出書	
厚生労働大臣 殿 輸入者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び所在地)			
	※1 記入しない。 ②氏名 株式会社〇〇〇〇		
③届出種別	事前 一般 計画輸入		締役 大阪 検太郎 大阪市港区四丁目10番3号
(4) 輸入者コード	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		
(5) 生産国・コード	■ 【国名】	(6) 輸入食品衛 生	
(7) 製造者名、	● Z Z 9 9 9 9 △ △ △ △	CO.,LTD.	
住所・コード	123-45, XXXX XXXX ,		
(8) 製造所名、		CO.,LTD.	
住所・コード	987–10, XXX XXXXX,●●		
(9) 輸出者名、			
軸山有石、 住所・コード			
(10)			
<sup>(10)</sup> 包装者名、 住所・コード			
(11) 積込港・コード	● A B C 【地域名英名】	(12) 積 込 年 月 日	2022年 2月14日
(13) 積卸港・コード	A A A 【港、空港名】	(14) 到着年月日	2022年 2月20日
(15)	4 A B C 1 【倉庫名】	(16) 搬入年月日	2022年 2月21日
保管倉庫・コード	大阪市○○区△△1-2-3	(19) 届出年月日	2022年 2月22日
(17) 貨物の記号及び	N/M	(20) 事故の有無及び	(無)·有
番号	B/L NO. 123ABC4567890	ある場合その概要	
(18) 船舶又は航空機	【船名、航空機名】	(21) 提出者・コード	(株)〇〇連関 担当:ΔΔ Tel.06-XXXX-YYYY
(16) の名称又は便名	EMPAT ( NULL 1984 I )	(21) MCH4 III · 1	Tal.06-XXXX-YYYY
1 (22) 貨物の別	食品・添加物・器具 容器包装・おもちゃ	(32) 衛生証明書番号	
(23) 継続の別	初回(F)・継続(C)・ 更新(U)	(34) 貨物が加工食品	KPC, KCH, KSS, KRB
(24) 品 目 コ 一ド	<mark>J   9   8   0   0   0   0  </mark>	<ul><li>である場合は原材料</li><li>・コード</li></ul>	ポリカーボネート、セラミック、ステンレス、シリコンゴム
(25) 品 名	コーヒーメーカー	貨物が器具、容器包 装又は おもちゃであ	VX, 593234
(26) 積込数量・コード	100 C T	る場合はその材質・	
(27) 積 込 重 量	<b>2,000.00</b> kg	コード	
(28) 用途・コード	1 小売り用	(35) 貨物が添加物を含む	<b>*</b> 2
(29) 包装種類・コード	K P E ポリエチレン	食品の場合は当該添加 物の品名・コード	<b>※</b> 2
(30) 登録番号1		貨物が添加物製剤の場 合はその成分・コード	
(31) 登録番号2		(いづれの場合も着香の目的 で使用されるものを除く)	
(32) 登録番号3			
(36) 貨物が加工食品			
であるときは製造 又	<del></del>		
14加工七注・コード			届出済印※1
(37) 備 考 <b>品番:□□-○</b>	0		記入しない
	E MACHINE L-1000		and to at
〈注音〉			
<注意> ※1の欄は、検疫所使用欄のため、記入しないで下さい。			
※2の欄中、貨物が食品の場合の添加物の品名については、一般に食品として飲食に供されている物であって、添加物として使用されるものは規格 基準が			
※輪入れているものに限り、貨物が近加物製剤の場合の成分については、一般に食品として飲食に供されている物を除きます。 ※輪入者の記名押印については、要名により代えることができます。			

※黄色の部分はNACCS掲示板 業務コード集を確認し記入をしてください。 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/system/code/fains-code.html 「食品」又は「添加物」が接触する部分全ての材質名及び及び材質コードを記入します。

また、その材質がどの部分を構成するのか、色は何色であるのかを記入して下さい。この欄に記入しきれない場合は、備考欄に記入してください。